

岐阜県公報

号外 (七) 平成二十七年 四月 一日

目次

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活相談センター) 一

訓令

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (県民生活相談センター) 二

公示

消費生活センターの名称の変更に関する公示 (県民生活相談センター) 二

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第五百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十八条に規定する消費生活相談員は本庁並びに中濃振興局、東濃振興局及び飛騨振興局に、同条に規定する特別苦情処理員は本庁並びに中濃振興局、東濃振興局及び飛騨振興局」を「第十八条第一項の消費生活相談員及び特別苦情処理員は、本庁並びに可茂県事務所、東濃県事務所及び飛騨県事務所」に改め、同条第三項第二号中「中濃振興局、東濃振興局及び飛騨振興局の振興課長」を「可茂県事務所、東濃県事務所及び飛騨県事務所の振興防災課長」に改め、「又は上席の主査」を削る。

第二十九条第一項中「振興局(振興局に置かれる事務所を含む。次項において同じ。)」を「県事務所」に改め、同条第二項中「価格調査員は、生活関連物資の価格及び需給の動向の調査に関し必要な知識及び能力を有する者のうちから知事が任命し、及び次に」を「前項の価格調査員及び専門価格調査員は、次に」に改め、同項第二号中「総括管理監及び消費生活対策監」を「及び生活相談対策監」に改め、同項第四号中「振興局の振興課」を「県事務所の振興防災課」に改め、「職」の下に「及び消費生活相談員(消費生活相談員にあつては、知事が指名する者に限る。)」を加え、同条第三項を削る。

第三十一条第二項第二号中、「総括管理監及び消費生活対策監」を「及び生活相談対策監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年四月一日
岐阜県知事 古 田 肇
庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各振興局」を「各県事務所」に改め、同条第三項中「振興局長」を「県事務所長」に、「振興局副局長」を「県事務所副所長」に改める。

第七条中「各振興局」を「各県事務所」に改める。

「部長」「秘書政策審議監」

別表第一中 振興局長 を 部長 に改める。

「秘書政策審議監」「県事務所長」

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

公 示

消費生活センターの名称の変更に関する公示

消費生活センターの名称を変更したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

変更前の名称	変更後の名称
岐阜県中濃振興局振興課	岐阜県可茂県事務所振興防災課
岐阜県東濃振興局振興課	岐阜県東濃県事務所振興防災課
岐阜県飛騨振興局振興課	岐阜県飛騨県事務所振興防災課

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社